

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針

(平成24年3月21日変更)

Ⅲ. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

1. 漁港漁場施設などの設計に関する事項

漁港漁場整備事業の施行に当たっては、漁港漁場施設などの設計における合理性、客観性及び説明責任の確保が求められており、それぞれの漁港漁場施設などの目的・機能に応じ、その目的の達成や機能の確保のために施設に備わるべき能力である「性能」を明確にし、性能規定化に対応した設計を推進することが必要である。このため、施設の性能規定化により必要とされる性能を明示するとともに、規模、配置及び構造に関する事項について、よりの確で合理性の高い照査方法の確立に努めていく。その際、個々の漁港漁場施設などの性能の達成に加え、それらの総合体である漁港及び漁場が一体的に機能を発揮できるように配慮するものとする。

(1) 漁港漁場施設などの規模と配置に関する事項

漁港漁場施設の規模と配置は、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の経済的・社会的条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境、漁場環境及び生活環境に及ぼす影響、工事や施設の維持管理に係る経済性、水産物の的確な品質・衛生管理、漁村の生活環境の整備との一体性を考慮して、漁港漁場施設の機能が効果的に発揮されるよう定めるとともに、次の各号に掲げる漁港漁場施設にあつては、当該各号に掲げる指針に適合するよう定める。

ア 外郭施設

外郭施設によって防護される漁港漁場施設の利用状況を考慮して、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

イ 係留施設

係留施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設の利用目的、漁港の区域内の水域や陸域の利用状況を考慮して、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

ウ 水域施設

水域施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設や漁港の区域内の水域の利用状況を考慮して、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

エ 輸送施設

漁港やその周辺の地域における交通の状況、水産物や漁業用資材の輸送量・輸送手段を考慮して、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

オ 漁港施設用地

漁港施設用地の利用目的、漁港やその周辺の地域の土地の利用状況を考慮して、漁港施設用地を敷地とする漁港施設の機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

カ 荷さばき所

漁獲物の量・種類や取扱い形態などによる荷さばき所の利用状況、野積場や製氷冷蔵施

設などの関連施設との一体性を考慮して、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

キ 漁港環境整備施設

漁港の景観、漁港における就業者の労働環境、海洋性レクリエーションによる利用状況、周辺の地域の緑地・広場の整備状況を考慮して、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

ク 魚礁

対象生物の分布・行動などの生態、漁業や海況の実態を考慮するとともに、造成漁場の効率的な利用や的確な管理が行われるよう、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

ケ 増殖場

対象生物の生理・生態、餌料などを含む対象生物に適した生育環境や成長段階に応じた場のネットワーク化、漁業の実態、更には栽培漁業や資源管理のための当該海域における取組状況を考慮するとともに、造成漁場の効率的な利用や的確な管理が行われるよう、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

コ 養殖場

対象生物の成育に必要な水質・底質や水域の静穏の程度、造成漁場利用予定者の営漁状況を考慮するとともに、造成漁場の効率的な利用や的確な管理が行われるよう、その機能を十分に発揮させるため適切なものとする。

また、漁場の保全のための事業の規模と位置は、地形、海象、水質、底質などの自然条件、周辺の自然環境及び漁場環境に及ぼす影響、しゅんせつ土などの処分方法、工事や施設の維持管理に係る経済性を考慮して、漁場の生産力の回復や水産資源の生育場の環境改善が適切に図られるよう定める。

(2) 漁港漁場施設の構造に関する事項

漁港漁場施設の構造は、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境、漁場環境及び生活環境に及ぼす影響、工事や施設の維持管理に係る経済性、水産物の的確な品質・衛生管理を考慮して、漁港漁場施設の機能と的確な工事の実施が確保されるよう定めるとともに、次のアからケまでに掲げる漁港漁場施設にあっては、当該アからケまでに定める指針に適合するよう定める。

ア 外郭施設

自重、水圧、波力、土圧、地震力、津波などの外力に対して構造耐力上安全なものとするとともに、外郭施設によって防護される漁港漁場施設の利用状況を考慮して、当該漁港漁場施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとするほか、波や風によって当該漁港漁場施設の機能が低下するおそれがあるときは、消波工、防風施設などによりこれを防止するものとする。

また、良好な天然の藻場が形成されている水域などでは漁港の良好な静穏性を水産動植物が成育できる場として積極的に活用を図ることとし、その生育環境に配慮した構造とす

る。さらに、水産物の品質・衛生管理への適切な対応がなされるよう外郭施設によって防護される水域の水質が低下するおそれが高い場合などには、当該水域外との海水交換に配慮した構造とする。

イ 係留施設

自重、水圧、波力、土圧、地震力、津波、載荷重、漁船などの船舶による衝撃・けん引力などの外力に対して構造耐力上安全なものとするとともに、係留施設を利用する漁船などの船舶の船型・接岸状況、係留施設における漁獲物の陸揚げや出漁準備などの作業の状況を考慮して、当該係留施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとする。

ウ 水域施設

水域施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設や漁港の区域内の水域の利用状況を考慮して、当該水域施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとするとともに、土砂の堆積により水域施設の機能が低下するおそれのあるときは、これを防止する措置を講じる。

エ 輸送施設

漁港やその周辺の地域における交通の状況、水産物や漁業用資材の輸送量・輸送手段を考慮して、当該輸送施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとする。

オ 漁港施設用地

漁港施設用地の利用目的を考慮して、当該漁港施設用地を安全かつ円滑に利用するため適切なものとする。

カ 荷さばき所

外力に対して構造耐力上安全なものとするとともに、漁獲物の量と種類、取扱い形態などを考慮して、その機能を充分发挥させるため適切なものとする。

キ 漁港環境整備施設

漁港環境整備施設の利用目的や利用者層を考慮して、漁港の環境の向上が図られるようにするとともに、当該漁港環境整備施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとする。

ク 魚礁

流体力、自重、設置時の衝撃力などの外力に対して構造耐力上安全なものとするとともに、造成漁場の円滑な利用や的確な管理を行うため適切なものとするほか、洗掘、埋没又は沈下により当該施設の機能が低下しないよう考慮する。

ケ 増殖場、養殖場又は漁場の保全のための事業により整備される施設

流体力、自重などの外力に対して構造耐力上安全なものとするとともに、造成漁場の安全かつ円滑な利用や的確な管理を行うため適切なものとするほか、洗掘、埋没又は沈下により当該施設の機能が低下しないよう考慮するとともに、船舶の航行に及ぼす影響についても考慮する。

2. 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項

(1) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序は、事業効果の早期発現の観点から、緊急性の高い施設の優先的な整備に配慮するとともに、工事中においても既存の漁港漁場施設の効率的な利用が図られるよう定める。

老朽化施設の更新に当たっては、施設単体ごとに実施の順序を定めるのではなく、例えば岸壁と背後施設の利用状況を踏まえた総合的な対策を検討するなど、施設の利用目的に応じて、その効果が十分に発揮されるものとなるよう定める。

(2) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法は、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境・漁場環境・生活環境に及ぼす影響、工事に係る経済性を考慮して、工事の安全かつ円滑な実施が確保されるよう定める。